

## 第 1 4 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 30 年 9 月 6 日
2、招集場所	御嵩町役場北庁舎 3 階 中会議室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 44 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 45 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 46 号	農地利用集積計画の決定について
報第 13 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	1 番 亀井和紀 委員 2 番 須田ひろ子 委員
7、欠席議員	
議 長	ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 14 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、1 番 亀井和紀委員、2 番 須田ひろ子委員を指名します。
議 長	それでは、議第 44 号 農地法 第 5 条 第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案 7 番 田中幹三郎委員に関係しますので、7 番 田中委員は農業委員会等に関する法律第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (7 番 田中委員 退席)
8 番田中委員	8 番 田中委員 説明願います。  本申請について現地確認を 8 月 27 日に行いました。 申請地は、国道 21 号バイパスみたけ工業団地交差点より南に直線で約 70m、可児川にかかる新川橋の北の場所です。 転用の目的は農林業用機械等の一時保管用敷地です。 権利を設定しようとする理由として、使用借人は農業・林業機械の販売・修理を扱う事業を行っており、農繁期前には農機具等の修理が一時的に集中し、保管する場所が不足することから、保管・修

	<p>理をする場所として使用するものです。</p> <p>使用貸人は高齢により耕作及び管理をすることが極めて困難となったことから今回使用貸借権により申請するものです。</p> <p>転用の時期及び転用の目的にかかる事業・施設の概要として、許可の日から6か月以内に、造成・法面成型を行います。</p> <p>許可することによって生じる付近の土地・作物家畜等への被害防除施設の概要については、東側、北側は町道、南側は排水路、西側は田です。また、西側及び南側については、法面に防草シートを敷設して雑草の管理をし、農地・耕作物等に被害がないよう努めます。</p> <p>万が一被害等があった時は、申請者の責任において処理・解決いたします。</p> <p>汚水は発生しません。雨水については自然浸透で処理します。</p> <p>添付書類として、県知事あて誓約書、残高証明書、法人登記簿・会社定款、隣接農地同意書を確認しました。</p> <p>なお、申請地については、平成15年3月頃から農業用機械及び資材置き場として使用されていたことから始末書が添付されています。</p> <p>以上のことから申請に問題はないかと思いますが皆様の審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられています。</p> <p>また、申請地については平成14年度に農振除外がされております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案については適当と認め進達します。</p> <p>審議終了いたしましたので、7番 田中委員の着席を認めます。 (7番 田中委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第45号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について を議題とします。</p> <p>事務局 朗読願います。 (事務局朗読)</p>

議 長	1号事案について、3番 奥村委員 説明願います。
3番奥村委員	<p>8月23日に私と今井推進委員と申請者である譲受人の3名で現地を確認しました。</p> <p>譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人が遠方に住んでいるため耕作ができないということで譲受人に無償で譲り渡すという申請です。</p> <p>現在は譲受人以外の方が耕作をしている状態ですが、許可が下り次第、少なくとも3年間は譲受人が耕作をされるとのことです。</p> <p>皆様の審議をお願いいたします。</p>
議 長	続いて 今井委員 現地の状況等 説明願います。
今井推進委員	譲受人は農業を営んでおり申請地を譲り受けて耕作をするに問題はないかと思われます。
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	特にありません。
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は適当と認め許可します。</p>
2番須田委員	<p>次に、2号事案について、2番 須田委員 説明願います。</p> <p>申請地は譲受人の自宅西側に隣接した農地です。</p> <p>先月の農業委員会で利用権設定が認められたところですが、譲渡人は平成29年に相続で土地を取得され、草刈り等しっかりと管理をしていましたが耕作はされていませんでした。</p> <p>譲受人は自宅の西側の農地について、自宅の石垣が崩れた際に自己所有でない農地の場合は迷惑をかけてしまうのではないかと考え所有権を移転しようと申請に至りました。</p> <p>8月22日に平田推進委員と現地の確認を行いました。</p> <p>利用権が8月の委員会で設定されておりましたので合意解約書が提出されております。</p> <p>以上から2号事案の申請内容に問題はないかと思われます。皆様の審議をお願いいたします。</p>
議 長	続いて 平田委員 現地の状況等 説明願います。
平田推進委員	8月22日に須田委員と現地確認を行いました。申請地は譲受人

	<p>宅の西側で問題なく耕作できると判断しました。したがって、営農条件に問題はないかと思われます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案は適当と認め許可します。</p>
7番田中委員	<p>次に、3号事案について、7番 田中委員 説明願います。</p> <p>申請地の場所は長瀬上組集会所の北西 200m 程の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、当該地が譲受人の自宅の真ん中であり、譲渡人は高齢のため耕作をすることが困難で、また、農業後継者もおらず、譲受人に今まで 20 年以上耕作を委託していたため、当該農地を譲りたいとのことでした。 当事者の現在の所有地、世帯員の状況、農機具の保有状況、営農計画、誓約書などの確認をしました。 また、現地の確認も伊左治推進委員と8月20日に行いましたが、申請内容に問題はないかと思います。 皆様の審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>続いて 伊左治委員 現地の状況等 説明願います。</p>
伊左治推進委員	<p>8月20日、田中委員と現地の確認を行いました。 譲受人は20年以上も当該農地を耕作してきておりますので今後も営農については何も問題ないかと思われます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号事案は適当と認め許可します。</p>
	<p>次に、議第46号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。</p>

	<p>事務局 朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案について、今井推進委員 現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
今井推進委員	<p>8月末日に現地を確認しました。草刈り等行われており農地として適正に管理をされておりました。今回は更新の申請ということもあり特に問題はないかと思われます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案は可決しました。</p>
	<p>次に 報第13号 農地法第3条の3 第1項の規定による届出について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p>
議 長	<p>確認ですが、1号の報告について、権利を取得した日は約10年前の日付となっておりますが、何か届出できない理由などあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項では「農地等についての権利を取得したことを知った時点から遅滞なく、おおむね10カ月以内に届け出なければならない」とされています。 農業委員会としては、本人からの届出以外で農地所有者の死亡等を確認することができず、稀に今回のように10カ月以上経った後の報告があるというのが現状です。 ただ、現在は役場窓口で死亡に関する手続きを行った際に、亡くなった方が農地を所有していなかったか、という確認を行っておりますので、よっぽど届出がなされないということはないかと思われます。</p>
議 長	<p>分かりました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p>

	10時13分終了
--	----------

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

---

1 番

---

2 番

---